

## ナカノ指定訪問看護ステーション運営規程

### (事業の目的)

第1条 医療法人ナカノ会が開設するナカノ訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従業者（以下「看護師等」という。）が、要介護状態また介護予防にあたっては要支援状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、適正な訪問看護を提供する事を目的とする。

### (運営の方針)

第2条 ステーションの看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

二 指定介護予防訪問看護の提供にあたって、ステーションの看護師等は、要支援者が可能なかぎり、その居宅において自立した日常生活を営むことができるよう療養生活を支援するとともに、その利用者の心身の機能の維持を図り、以って利用者の生活機能の維持または向上を目指すものとする。

三 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に勤めるものとする。

四 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス事業所と連携して、定期的な巡回訪問や随時の通報を受けて指定訪問看護を提供する。

### (事業の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 ナカノ訪問看護ステーション
- 二 所在地 鹿児島市伊敷3丁目14番8号

### (職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 看護師 1名  
管理者は、ステーションの従業者の管理及び指定訪問看護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- 二 看護師等 看護師 7名以上  
理学療法士 1名以上  
看護師等は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、指定訪

問看護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 12月31日から1月2日までを除くすべての日を営業日とする。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 三 電話等により、24時間常時連絡対応が可能な体制とする。

(指定訪問看護の内容)

第6条 指定訪問看護の内容は次のとおりとする。

- 一 病状・障害の観察
- 二 清拭・洗髪等による清潔の保持
- 三 食事及び排泄等日常生活の世話
- 四 褥瘡の予防・処置
- 五 ターミナルケア
- 六 リハビリテーション
- 七 認知症患者の看護
- 八 療養生活や介護方法の指導
- 九 カテーテル等の管理
- 十 その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第7条 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、介護保健負担割合証に記載の額とする。

(※ 厚生労働大臣が定める基準(=介護報酬告示)は、事業所の見やすい場所に掲示する)

(通常の事業の実施場所)

第8条 通常の事業の実施場所は、鹿児島市のおおむね16km以内の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護師等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

- 二 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成)

第10条 看護師等は訪問看護計画書の作成に当たり、利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ることとする。

- 二 看護師等は、訪問看護計画書を作成した際には、当該訪問看護計画書を利用者に交付することとする。

(記録の整備)

第11条 従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくこととする。

- 二 利用者に対する指定訪問看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存することとする。
  - 一 第六十九条第二項に規定する主治の医師による指示の文書
  - 二 訪問看護計画書
  - 三 訪問看護報告書
  - 四 第十九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
  - 五 第二十六条に規定する市町村への通知に係る記録
  - 六 第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録
  - 七 第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

(苦情処理)

第12条 提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付ける為の窓口を設置する等の必要な措置を講じることとする。

- 二 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録することとする。
- 三 提供した指定訪問看護に関し、市町村と連携を取ると共に利用者からの苦情に関して市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指導及び助言に従って必要な改善を行なうこととする。
- 四 市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告することとする。
- 五 提供した指定訪問看護に係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行なうこととする。
- 六 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告することとする。

(事故発生時の対応)

第13条 利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行なうとともに、必要な措置を講ずることとする。

- 二 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置の内容を記録することとする。
- 三 利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行なうこととする。
- 四 ステーションは、前項の損害賠償のために損害賠償責任保険に加入する。

(相談体制)

第14条 従業者からの相談に応じる対応として担当者を配置する。担当は、管理者が兼務することとする。

(秘密保持)

第15条 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 二 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(身体拘束の禁止)

第16条 ステーションは原則身体拘束およびその他の行動制限の一切を禁止する。

- 二 本人又は家族の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は法人内身体拘束防止委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合、本人又は家族への説明同意を得て行う。また身体拘束を行った場合は、その状況についての経過観察及び記録を行いできるだけ早期に拘束を解除すべく努力する。
- 三 身体拘束廃止及び適正化に向けた取り組みをすることを目的に、法人内に身体的拘束委員会を設置し、年に2回以上看護師等に対し身体的拘束等適正化のための研修を実施する。

(虐待防止)

- 第17条 ステーションは、虐待防止に関する責任者、虐待防止委員会を設置し、従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施、指針を整備し、虐待防止のための措置を講じるよう努めるものとする。
- 二 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。）を年2回以上開催すると共に、その結果について看護師等、従業者に周知徹底を図るものとする。
  - 三 サービス提供中に、職員または養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(衛生管理等)

第18条 ステーションにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じる。

- 二 看護師等の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行う。
- 三 設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。
- 四 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を年に2回以上開催すると共にその結果について、看護師等従業者に周知徹底する。
- 五 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 六 看護師等従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(事業継続計画 (BCP) の策定等)

第19条 ステーションは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画 (BCP) を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じる。

- 二 看護師等従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年2回以上実施する。
- 三 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(個人情報保護)

第20条 ステーションは、利用者の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適正な取り扱いに努めるものとする。

- 二 ステーションは、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、利用者の情報は利用者、その家族の情報は家族の同意をあらかじめ文書等で得ておくものとする。

(その他運営についての留意事項)

第21条 ステーションは、看護師等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 二 採用時研修 採用後 3ヶ月以内
- 三 継続研修 年複数回
- 四 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人ナカノ会とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する

この規程は、平成 29 年 3 月 1 日から施行する

この規程は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する

この規程は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する

この規程は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する